

令和6年度

第1回 山口県最低賃金専門部会

令和6年7月26日（金）15時30分から

山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

議 題

1 金額審議について

2 その他

資 料 目 次

1 令和6年度 山口県最低賃金専門部会委員名簿

2 その他

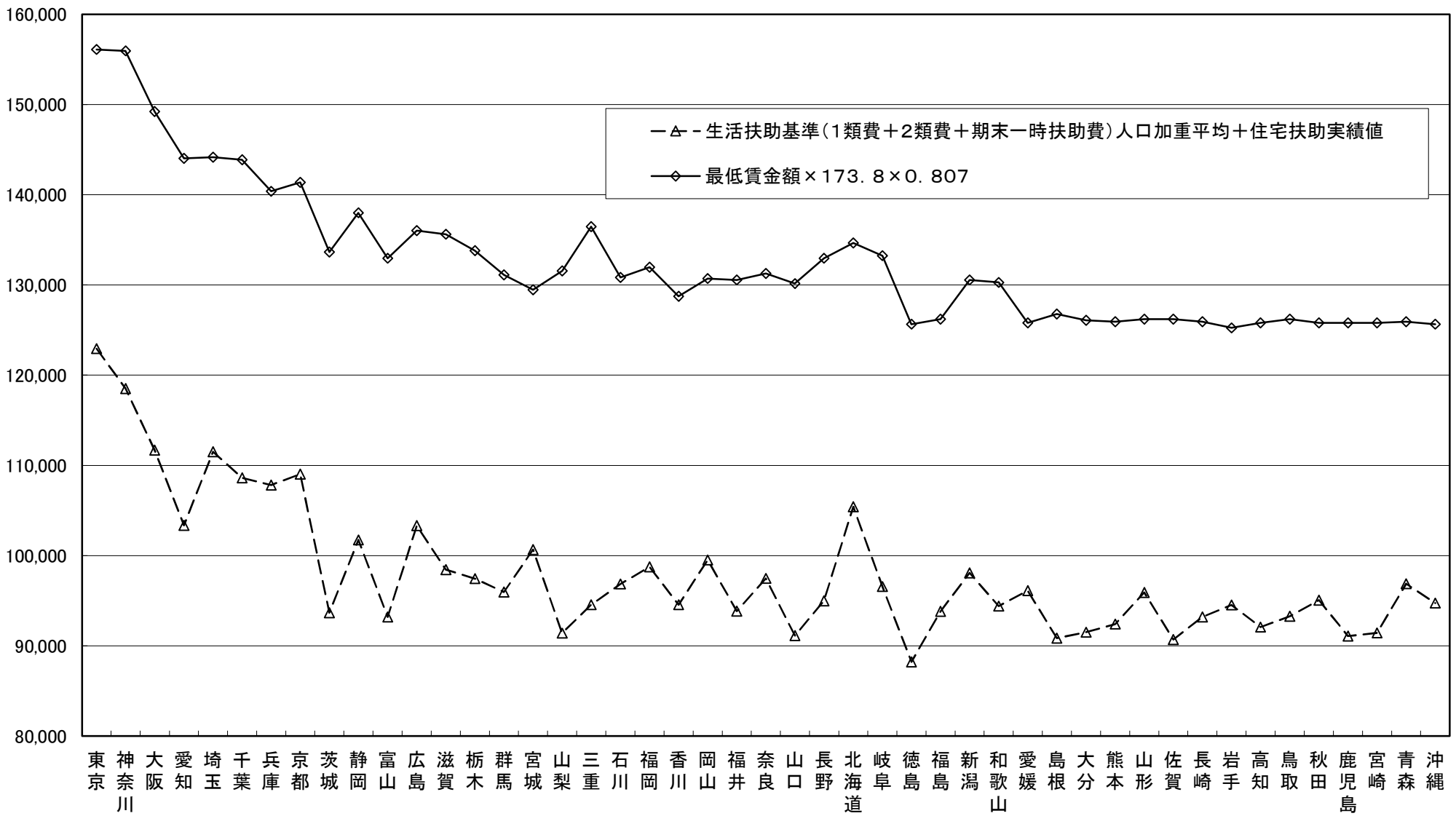
令和6年度 山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会 委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表委員	いまさき みつとも 今崎 光智	弁護士
	じんぼ かずゆき 神保 和之	元 山口朝日放送株式会社常勤監査役
	なんば としみつ 難波 利光	周南公立大学人間健康科学部教授
労働者代表委員	おおはら けいすけ 大原 敬典	UAゼンセン山口県支部常任
	みやもと てるみ 宮本 晴充	マツダ労働組合山口県本部山口組織室長
	よこやま たかし 横山 崇	日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
使用者代表委員	くらふじ ともあり 藏藤 共存	山口県商工会連合会専務理事
	さかもと たつお 坂本 竜生	山口県中小企業団体中央会専務理事
	みやもと みちひろ 宮本 道浩	山口県経営者協会専務理事

(敬称略・50音順)

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和4年度、最低賃金のデータは令和5年度のものである。
 注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

山口県最低賃金額と生活保護費の比較について

1 山口県最低賃金額（令和5年10月1日改定分）

- (1) 比較する最低賃金額は1時間928円。
- (2) 生活保護費は月額であるため、最低賃金額に1月の所定労働時間である173.8時間(40時間/週×52.14週/年÷12か月)を乗じることにより月額換算をしている。
- (3) 生活保護費には税金等がかからず、最低賃金額から税・社会保険料等を控除した手取り額と比較する必要があるため、可処分所得割合は0.807（前年度も0.807）を乗じて算出している。
- (4) 山口県最低賃金で1か月働いた場合の収入（手取り額）は、
928円/時間×173.8時間×0.807=130,158円

2 山口県における生活保護費（令和2年10月改定分）

- (1) 若年単身（18～19歳、単身世帯）を対象として算出
- (2) 県内級地別人口（令和2年国勢調査（人口等基本集計））

1級地	:	0人
2級地—1	:	449,017人（下関市、山口市）
2級地—2	:	543,214人（宇部市、防府市、岩国市、周南市）
3級地—1	:	329,633人（萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市 山陽小野田市、和木町、田布施町、平生町）
3級地—2	:	20,195人（周防大島町、上関町、阿武町）
- (3) 生活保護費は「生活扶助基準（第1類費及び第2類費基準額の合算額＋第2類費冬季加算＋期末一時扶助費）＋住宅扶助実績値」で算出している。
- (4) 第1類費、第2類費及び期末一時扶助費については、地域によって金額が相違しているため、人口加重平均で算出している。
- (5) 第1類費及び第2類費（冬季加算を除く）

2級地—1	:	71,460円、	2級地—2	:	71,460円
3級地—1	:	68,430円、	3級地—2	:	66,940円
<u>人口加重平均による合計額 70,647.8円・・・①</u>					
- (6) 冬季加算地区はⅥ区（11月から3月までの5か月間）

加算額	:	2,630円
<u>1か月平均額 1,095.8円・・・②</u>		

(7) 期末一時扶助費（1か月平均）

2級地—1： 12,880円、2級地—2： 12,250円

3級地—1： 11,610円、3級地—2： 10,970円

人口加重平均による1か月平均額 1,023.7円・・・③

(8) 住宅扶助実績値は「令和4年度被保護者調査 年次調査（個別調査）第3-10表」のデータを使用し、1世帯当たりの住宅扶助の値を算出する。

また、山口県においては、下関市における当該値が独自に定められているため、世帯加重平均で算出している。

山口県（下関市除く）： 18,012.2円（6,935世帯）

下関市：19,350.0円（2,559世帯）

世帯加重平均額 18,372.8円・・・④

(9) 山口県における生活保護費

生活扶助基準（①+②+③）+住宅扶助実績値（④）

= 72,767.3円+18,372.8円 = 91,140円

3 山口県最低賃金と生活保護費との比較

山口県最低賃金と生活保護の差額は、

山口県最低賃金（手取額）—生活保護費=130,158円—91,140円=39,018円

となり、山口県最低賃金が生活保護の水準を上回っている。この差額を173.8時間で割って1時間あたりとし、0.807で割って手取り額から額面に換算すると

39,018円÷173.8÷0.807=278円/時間（小数点以下四捨五入）

となる